南三陸町津波被害者生活支援センター職員研修会実施計画

１　目　的

　本研修は，被災者の自立に向けた生活再建の為の支援を行うに際して，被災者と向き合う姿勢のあり方と基本的知識と技術の習得を目的として行う。

２　研修の種類

　　研修は，業務に就く前に行う｢基礎研修｣と業務遂行上必要な｢専門研修｣の二種類行う。

３　実施主体　南三陸町　保健福祉課（避難対策係）

４　研修の内容

　（１）基礎研修

　　・対象者は，津波被害者支援センター職員全員とする。

　　・研修の内容は，ホームヘルパー講座3級課程を参考に行う。

　　・介護支援に関する主な内容は，職業倫理，介護に関する知識と方法，基本的介護技

術及び保健・衛生に関する理論と技術。

　　・地域福祉に関する主な内容は，相談援助の理論と方法（バイステックの7原則，エ

ンパワメントアプローチを中心に），地域力，ソーシャル・キャピタル（Social

capital）等のキーワードを基にした自立支援としての地域ケア論。

　（２）専門研修

　　・生活支援相談員研修プログラム（全社協）でのスキルアップを図る。

　　・専門家の講義及びカンファレンスによる理論的スキルアップを図る。

　　・実践者等の伴走による現場学習による，実践的スキルアップを図る。

　（３）　研修日数及び講師

　　・研修の日数は概ね三日間（24時間）

　　・講師は，社会福祉協議会職員（社会福祉士等），消防署員，保健福祉課職員（保健

師・管理栄養士・看護師）及び部外専門家（医師・福祉社会学研究者）

４　研修の評価及び管理

　　・研修の評価はレポートやカンファレンスでの発言等を基に行う。

　　・研修受講の管理は，1講座（50分）を1単位とし，年間25単位の取得を目指す。

基　礎　研　修　日　程

第1回目　7月19日（火）～7月21日（木）or7月25日（月）～7月27日（水）

08:30～08:50　担当：避難対策係

（1日目）開会，服務の宣誓，日程説明，事業概要

（2日目）事業説明（詳細）

（3日目）事業説明（詳細）

09:00～09:50　担当：避難対策係

（1日目）服務規程（勤務態度等基本的事項の説明）

（2日目）職業倫理（報告・連絡・相談）

（3日目）個人情報保護（守秘義務）

10:00～10:50　担当：社会福祉係，高齢者福祉係，こども家庭係，避難対策係

（1日目）避難者支援諸施策（仮設生活に掛かる支援施策）

（2日目）福祉制度概説（生活保護法，介護保険法，障害者自立支援法，児童福祉法）

（3日目）地域福祉概論（地域力・ソーシャルキャピタル）

11:00～12:00　　担当：社協

（1日目）相談援助の理論と方法①

（2日目）相談援助の理論と方法②

（3日目）生活援助員（ＬＳＡ）活動の実際

13:00～13:50　担当：健康増進係

（1日目）生活不活発病予防

（2日目）熱中症予防・感染症予防

（3日目）救急対応（救急処置，ＡＥＤ操作他）

14:00～14:50：包括支援センター，健康増進係

（1日目）高齢者の理解

（2日目）障害者の理解

（3日目）認知症サポーター養成講座

15:00～15:50担当：地域包括，健康増進係，社協

（1日目）実習（高齢者向け介助・支援）

（2日目）実習（障害者向け介助・支援）

（3日目）実習（コミュニティー活動支援）

16:00～17:15：避難対策係

（1日目）ＧＷによる振り返りと記録

（2日目）ＧＷによる振り返りと記録

（3日目）ＧＷによる振り返りと記録

第2回目　10月（実務に就いて一定月数経過後）

（第1日目）被災者生活支援業務の振り返り

　・テキスト　長嶋紀一他，2011｢生活援助員等業務ハンドブック｣高齢者住宅財団

（第2日目）相談援助業務のスキルアップ

　・テキスト　未定（ホームヘルパー育成講座に準拠の予定）